

○厚生労働省告示第三百四十五号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十一条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を次のように改正する。ただし、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし、そば、その他の穀類、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らつかせい、その他の豆類、ばれいしよ、さといも類、かんしよ、やまいも、こんにやくいも、その他のいも類、てんさい、さとうきび、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キヤベツ、芽キヤベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー、その他のあぶらな科野菜、ごぼう、サルシファイ、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス、その他のきく科野菜、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ、その他のゆり科野菜、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、その他のせり科野菜、トマト、ピーマン、なす、その他のなす科野菜、きゅうり、かぼちや、しろり、すいか、まくわうり、その他のうり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、マッシュルーム、しいたけ、その他のきのこ類、その他の野菜、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハuckleberry、その他のベリー類果実、ぶどう、バナナ、キウイ、パイナップル、グア

バ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、その他の果実、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね、その他のオイルシード、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド、くるみ、その他のナッツ類、茶、コーヒー豆、カカオ豆、ホップ及びその他のハーブに残留するエチクロゼートの量の限度、米、ライ麦、とうもろこし、そば、芽キヤベツ、その他のあぶらな科野菜、ねぎ、にんにく、わけぎ、その他のゆり科野菜、その他のせり科野菜、えだまめ、マルメロ、びわ、もも、うめ、いちご、かき、キウイ、その他の果実、ぎんなん、カカオ豆、その他のスパイス、その他のハーブ、牛の筋肉、豚の筋肉、その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉、牛の脂肪、豚の脂肪、その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪、牛の肝臓、豚の肝臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、牛の腎臓、豚の腎臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓、牛の食用部分、豚の食用部分、その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分、乳、鶏の筋肉、その他の家きんの筋肉、鶏の肝臓、その他の家きんの肝臓、鶏の腎臓、その他の家きんの腎臓、鶏の食用部分、その他の家きんの食用部分、鶏の卵及びその他の家きんの卵に残留するオキシフルオルフェンの量の限度、牛の筋肉、豚の筋肉、牛の脂肪、豚の脂肪、豚の肝臓、豚の腎臓、豚の食用部分及び乳に残留するクラブラン酸の量の限度、さといも類、かんしょ、やまいも、こんにやくいも、その他のいも類、だいこん類の葉、かぶ類の葉、ケール、こまつな、きょうな、かぼちや、しろうり、まくわうり、その他のうり科野菜、オクラ、りんご、マルメロ、びわ、ネクタリン、あんず、すもも、おうとう、ラズベリー、ブラックベリ

ー、ブルーベリー、クランベリー、ハuckleベリー、その他のベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パイナップル、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、その他の果実、アーモンド、その他のナッツ類、その他のスパイス及びその他のハーブに残留するピメトロジンの量の限度、牛の筋肉、牛の脂肪、牛の肝臓、牛の腎臓、牛の食用部分及び乳に残留するグリフイニウムの量の限度並びに米、ライ麦、とうもろこし、そば、その他の穀類、小豆類、えんどう、そら豆、らつかせい、その他の豆類、ばれいしよ、さといも類、かんしよ、やまいも、こんにやくいも、その他のいも類、てんさい、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、キヤベツ、芽キヤベツ、ケール、こまつな、きょうな、カリフラワー、ブロッコリー、セロリ、しょうが、マッシュルーム、しいたけ、その他のきのこ類、みかん、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、すもも、おうとう、その他のベリー類果実、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね、その他のオイルシード、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド、くるみ、その他のナッツ類、その他のスパイス、豚の筋肉、その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉、牛の脂肪、豚の脂肪、その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪、豚の腎臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓、鶏の脂肪及びその他の家きんの脂肪に残留するミクロブタニルの量の限度については、告示の日から六月以内に限り、なお従前の例によることができる。

平成二十四年四月二十六日

厚生労働大臣 小宮山洋子

第1のAの5の後段中「(18)」を「(17)」に改め、同目の(1)の表中3を削り、4を3とし、5から19までを一号ずつ繰り上げ、同目中(5)を削り、(6)を(5)とし、(7)から(17)までを一号ずつ繰り上げ、同目の(18)中「(17)」を「(16)」に改め、同号を同目の(17)とする。

第1のAの6の後段中「(11)」を「(10)」に改め、同目の(1)の表のアミトロールの項を次のように改める。

アミトロール	りんご	0.05ppm
	日本なし	0.05ppm
	西洋なし	0.05ppm
	マルメロ	0.05ppm
	ネクタリン	0.05ppm
	あんず	0.05ppm
	すもも	0.05ppm
	うめ	0.05ppm
	おうとう	0.05ppm

	ぶどう	0.05ppm
--	-----	---------

第1のAの6の(1)の表のヒチクロゼートの項中「かき

5 ppm 「を」 「かき
その他のスパイス」 「5 ppm
15ppm」 に改める。

第1のAの6の(1)の表のオキシトリサイクリン、クロルトリサイクリン及びトリサイクリンの項の次に次のように加える。

オキシフルオルフェン	小麦	0.05ppm
	大麦	0.05ppm
	その他の穀類	0.05ppm
	大豆	0.05ppm
	西洋わさび	0.05ppm
	キャベツ	0.05ppm
	カリフラワー	0.05ppm
	ブロッコリー	0.05ppm

アーティチョーク	0.05ppm
たまねぎ	0.05ppm
りんご	0.05ppm
日本なし	0.05ppm
西洋なし	0.05ppm
ネクタリン	0.05ppm
あんず	0.05ppm
すもも	0.05ppm
おうとう	0.05ppm
ぶどう	0.05ppm
バナナ	0.05ppm
パパイヤ	0.05ppm
アボカド	0.05ppm
グアバ	0.05ppm
マンゴー	0.05ppm
なつめやし	0.05ppm

綿実	0.05ppm
くり	0.05ppm
ペカン	0.05ppm
アーモンド	0.05ppm
くるみ	0.05ppm
その他のナッツ類	0.05ppm
コーヒー豆	0.05ppm
牛の筋肉	0.01ppm
豚の筋肉	0.01ppm
その他の ^{せい} 陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01ppm
牛の脂肪	0.01ppm
豚の脂肪	0.01ppm
その他の ^{せい} 陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01ppm
牛の肝臓	0.01ppm
豚の肝臓	0.01ppm
その他の ^{せい} 陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01ppm

牛の腎臓	0.01ppm
豚の腎臓	0.01ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01ppm
牛の食用部分	0.01ppm
豚の食用部分	0.01ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01ppm
乳	0.01ppm
鶏の筋肉	0.01ppm
その他の家きんの筋肉	0.01ppm
鶏の脂肪	0.2ppm
その他の家きんの脂肪	0.2ppm
鶏の肝臓	0.01ppm
その他の家きんの肝臓	0.01ppm
鶏の腎臓	0.01ppm
その他の家きんの腎臓	0.01ppm
鶏の食用部分	0.01ppm

	その他の家きんの食用部分	0.01ppm
	鶏の卵	0.03ppm
	その他の家きんの卵	0.03ppm

第1のAの6の(II)の表のクロロホルムの項の次に次のように加える。

クラブラン酸	牛の筋肉	0.05ppm
	豚の筋肉	0.05ppm
	牛の脂肪	0.05ppm
	豚の脂肪	0.05ppm
	牛の肝臓	0.1ppm
	豚の肝臓	0.1ppm
	牛の腎臓	0.2ppm
	豚の腎臓	0.1ppm
	牛の食用部分	0.1ppm
	豚の食用部分	0.05ppm
	乳	0.05ppm

第 1 の A の 6 の (1) の 葉 の 含 め 入 り の 限 度 | ばれいしよ | 0.2ppm

| を | 「ばれいしよ | 0.2ppm |
| | 「かんしよ | 0.1ppm | | 「だいこん類の葉

| 3 ppm | | や | 「だいこん類の葉 | 10pp

m | 「はくさい | 1.4ppm | 「はくさい
| | キャベツ | 2 ppm | | キャベツ
| | 芽キャベツ | 1.4ppm | | 芽キャベ
| | ケール | 5 ppm | | ケール
| | こまつな | 5 ppm | | こまつな
| | きょうな | 3 ppm | | きょうな

| 2 ppm |
| 2 ppm |
| 1 ppm |

ツ

10ppm	」	「 その他のあぶらな科野菜
10ppm		
10ppm		

5 ppm	」	「 その他のあぶらな科野菜
-------	---	------------------

10ppm	」
-------	---

レ
そ
ね
そ
に

タス
 の他のきく科野菜
 ぎ
 の他のゆり科野菜
 んじん

5 ppm
5 ppm
5 ppm
0.7ppm
0.7ppm

を

レタス
その他のきく科野菜
ねぎ
にら
アスパラガス
その他のゆり科野菜

にんじん

25ppm

5 ppm

15ppm

10ppm

0.5ppm

0.7ppm

1 ppm

かぼちや

0.5ppm

や

かぼちや

2 ppm

その他のうり科野菜

2 ppm

その他のうり科野菜

10ppm

その他の野菜

5 ppm

その他の野菜

みかん

2 ppm

みかん

なつみかんの果実全体

1 ppm

なつみかんの果実全体

レモン

3 ppm

レモン

」	」	オレンジ
		グレープフルーツ
		ライム
		その他のかんきつ類果実

3 ppm
3 ppm
3 ppm
3 ppm

を	オレンジ
	グレープフルーツ
	ライム
」	その他のかんきつ類果

25ppm
2 ppm
5 ppm
10ppm
10ppm
10ppm
10ppm
10ppm

」 「 西洋なし

」 1 ppm

実

」	」	西洋なし
		びわ

1 ppm
1 ppm

」	」	」	」	すもも
---	---	---	---	-----

	0.5ppm	せ	すもも	0.7ppm
に	ぶどう かき		10ppm 2 ppm	せ ぶどう かき キウイー

15ppm 2 ppm 0.5ppm	みかんの果皮 その他のスパイス (みかんの果皮を除く。) その他のハーブ	10ppm 5 ppm 5 ppm
--------------------------	--	-------------------------

を	その他のスパイス その他のハーブ	10ppm 25ppm	に改める。
---	---------------------	----------------	-------

第1のAの6の(1)の表のトナハハムハエの欄に「だいこん類の根」 | 0.2

ppm	』 ㄥ	ばれいしよ だいこん類の根	0.05ppm 0.2ppm	』 ㄥ	はくさい
		0.5ppm		』 ㄥ	はくさい

2 ppm	』 ㄥ	ねぎ	5 ppm	』 ㄥ	ねぎ にんにく にら アスパラガ セロリ

ス	』 ㄥ	5 ppm 0.05ppm 10ppm 0.7ppm 3 ppm	』 ㄥ	すいか		

0.05ppm を すいか 0.05ppm
 その他のうり科野菜 0.2ppm
 」 「 ネクタリ

5 ppm を 「
 ネクタリン
 すもも
 いちご

5 ppm
 2 ppm
 3 ppm 」 に改める。

第1のAの6の(1)の表のピメトロジンの項を次のように改める。

ピメトロジン	米	0.1ppm
	大豆	0.02ppm
	小豆類	0.02ppm
	えんどう	0.02ppm
	そら豆	0.02ppm

その他の豆類	0.02ppm
ばれいしよ	0.1ppm
さといも類	0.02ppm
かんしよ	0.02ppm
やまいも	0.02ppm
その他のいも類	0.02ppm
クレソン	0.6ppm
はくさい	0.5ppm
キャベツ	0.02ppm
芽キャベツ	0.02ppm
ケール	0.3ppm
こまつな	0.3ppm
きょうな	0.3ppm
チンゲンサイ	0.02ppm
カリフラワー	0.02ppm
ブロッコリー	0.02ppm

その他のあぶらな科野菜	0.02ppm
チコリ	0.6ppm
エンダイブ	0.6ppm
しゅんぎく	0.6ppm
レタス	0.1ppm
その他のきく科野菜	0.6ppm
アスパラガス	0.04ppm
パセリ	0.6ppm
セロリ	0.6ppm
その他のせり科野菜	0.6ppm
トマト	1 ppm
ピーマン	2 ppm
なす	1 ppm
その他のなす科野菜	3 ppm
きゅうり	1 ppm
かぼちや	0.5ppm

しろうり	0.5ppm
すいか	0.1ppm
メロン類果実	0.1ppm
その他のうり科野菜	0.5ppm
ほうれんそう	0.6ppm
オクラ	0.7ppm
しょうが	0.02ppm
未成熟えんどう	0.02ppm
その他の野菜	0.6ppm
りんご	0.02ppm
日本なし	0.1ppm
西洋なし	0.1ppm
もも	0.1ppm
ネクタリン	0.05ppm
あんず	0.05ppm
すもも	0.05ppm

うめ	2 ppm
おうとう	0.05ppm
いちご	2 ppm
その他の果実	0.5ppm
綿実	0.3ppm
ペカン	0.02ppm
ホップ	15ppm
その他のハーブ	0.3ppm
牛の筋肉	0.01ppm
豚の筋肉	0.01ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01ppm
牛の脂肪	0.01ppm
豚の脂肪	0.01ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01ppm
牛の肝臓	0.01ppm
豚の肝臓	0.01ppm

	その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01ppm
	牛の腎臓	0.01ppm
	豚の腎臓	0.01ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01ppm
	牛の食用部分	0.01ppm
	豚の食用部分	0.01ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01ppm
	乳	0.01ppm

第1のAの6の(1)の表のトキメトシの項の次に次のように示す。

プリフィニウム	牛の筋肉	0.04ppm
	牛の脂肪	0.02ppm
	牛の肝臓	0.04ppm
	牛の腎臓	0.04ppm
	牛の食用部分	0.04ppm
	乳	0.04ppm

第1のAの6の(1)の表のミクロブタニルの項中 「ねぎ

「0.7ppm」を「ねぎ
アスパラガス
0.7ppm
0.3ppm」

に「きゅうり
0.5ppm」を「きゅうり
かぼちや
すいか

0.5ppm
0.3ppm
0.05ppm」に改める。

第1のAの6の(1)の表のミクロブタニルの項を次のように改める。

ミクロブタニル	小麦	0.3ppm
	大麦	0.5ppm
	大豆	0.3ppm

はくさい	1 ppm
チンゲンサイ	1 ppm
その他のあぶらな科野菜	1 ppm
ごぼう	1 ppm
サルシフィー	1 ppm
アーティチョーク	1 ppm
チコリ	1 ppm
エンダイブ	1 ppm
しゅんぎく	1 ppm
レタス	9 ppm
その他のきく科野菜	1 ppm
たまねぎ	1 ppm
ねぎ	1 ppm
にんにく	1 ppm
にら	1 ppm
アスパラガス	1 ppm

わけぎ	1 ppm
その他のゆり科野菜	1 ppm
にんじん	1 ppm
パースニップ	1 ppm
パセリ	9 ppm
みつば	1 ppm
その他のせり科野菜	1 ppm
トマト	1 ppm
ピーマン	1 ppm
なす	1 ppm
その他のなす科野菜	1 ppm
きゅうり	1 ppm
かぼちや	1 ppm
しろうり	1 ppm
すいか	1 ppm
メロン類果実	1 ppm

まくわうり	1 ppm
その他のうり科野菜	1 ppm
ほうれんそう	1 ppm
たけのこ	1 ppm
オクラ	1 ppm
未成熟えんどう	1 ppm
未成熟いんげん	1 ppm
えだまめ	1 ppm
その他の野菜	1 ppm
りんご	0.5ppm
日本なし	0.7ppm
西洋なし	0.7ppm
マルメロ	0.5ppm
びわ	1 ppm
もも	1 ppm
ネクタリン	2 ppm

あんず	2 ppm
すもも	0.2ppm
うめ	2 ppm
おうとう	2 ppm
いちご	1 ppm
ラズベリー	1 ppm
ブラックベリー	1 ppm
ブルーベリー	1 ppm
クランベリー	1 ppm
ハックルベリー	1 ppm
その他のベリー類果実	0.5ppm
ぶどう	1 ppm
かき	1 ppm
バナナ	2 ppm
キウイー	1 ppm
パパイヤ	1 ppm

アボカド	1 ppm
パイナップル	1 ppm
グアバ	1 ppm
マンゴー	1 ppm
パッションフルーツ	1 ppm
なつめやし	1 ppm
その他の果実	1 ppm
綿実	0.02ppm
アーモンド	0.02ppm
茶	20ppm
ホップ	10ppm
その他のハーブ	1 ppm
牛の筋肉	0.03ppm
豚の筋肉	0.03ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.03ppm
牛の脂肪	0.02ppm

豚の脂肪	0.02ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.02ppm
牛の肝臓	0.4ppm
豚の肝臓	0.4ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.4ppm
牛の腎臓	0.07ppm
豚の腎臓	0.07ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.07ppm
牛の食用部分	0.4ppm
豚の食用部分	0.4ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.4ppm
乳	0.09ppm
鶏の筋肉	0.01ppm
その他の家きんの筋肉	0.01ppm
鶏の脂肪	0.01ppm
その他の家きんの脂肪	0.01ppm

鶏の肝臓	0.01ppm
その他の家きんの肝臓	0.01ppm
鶏の腎臓	0.01ppm
その他の家きんの腎臓	0.01ppm
鶏の食用部分	0.01ppm
その他の家きんの食用部分	0.01ppm
鶏の卵	0.01ppm
その他の家きんの卵	0.01ppm

第1のAの6中(4)を削り、(5)を(4)とし、同目の(6)中「5(6)」を「5(5)」に改め、同号を同目の(5)とし、同目の(7)中「5(7)」を「5(6)」に改め、同号を同目の(6)とし、同目の(8)を同目の(7)とし、同目の(9)中「5(13)」を「5(12)」に改め、同号を同目の(8)とし、同目の(10)を同目の(9)とし、同目の(11)中「(10)」を「(9)」に改め、同号を同目の(10)とする。

第1のAの7の(1)の表中エチクロゼートの項、オキシフルオルフエルの項、クラブラン酸の項、ピメトロジンの項、プリアイニウム及びミクロブタニルの項を削る。

第1のAの7の(3)中「6(5)」を「6(4)」に改め、同目の(6)中「6(10)」を「6(9)」に改める。

第2のDの次亜塩素酸水の目の定義中「食塩水」を「塩化ナトリウム水溶液」に改め、「隔てられ

た陽極及び陰極により構成されたものをいう。」と「以下この項において同じ。」と「から得られる水溶液をいう。）」と「，弱酸性次亜塩素酸水（適切な濃度の塩化ナトリウム水溶液を有隔膜電解槽内で電解して，陽極側から得られる水溶液又は陽極側から得られる水溶液に陰極側から得られる水溶液を加えたものをいう。）」と「2～6%塩酸」と「塩酸又は塩酸に塩化ナトリウム水溶液を加えて適切な濃度に調整した水溶液」と「陰極で」と「陰極により」と「」と「」

「強酸性次亜塩素酸水 本品は，有効塩素20～60mg/kgを含む。」と

「強酸性次亜塩素酸水 本品
弱酸性次亜塩素酸水 本品

は，有効塩素20～60mg/kgを含む。

と「10～30mg/kg」と「10～80mg/kg」と「」と「」
は，有効塩素10～60mg/kgを含む。」

「強酸性次亜塩素酸水 pH2.7以下」と「」と「」
弱酸性次亜塩素酸水 pH2.7～5.0」

を次のように定める。

定量法 本品約200 gを精密に量り，ヨウ化カリウム2 g及び酢酸（1→4）10mlを加え，直ちに密栓して暗所に15分間放置し，遊離したヨウ素を0.01mol/Lチオ硫酸ナトリウム溶液で滴定する（指示薬 デンプン試液）。別に空試験を行い補正する。

0.01mol/Lチオ硫酸ナトリウム溶液 1 ml = 0.3545mg Cl